



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計
本店 下荒田事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



第248号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

不要不急

新型コロナウイルス終息を願って、全国一斉悪疫退散祈願『花火』が、6月1日午後8時に全国各地で開かれ、鹿児島県内では、出水、指宿、鹿屋など8会場で花火が打ち上げられました。感染拡大で今年の花火大会はすべて中止・延期され、今年は見納だったかもしれません。全国で同時に花火を打ち上げるのは初めての試みで、『早く日常が戻ってほしい』と花火に祈りを込めていました。

政府は5月25日夜、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除しました。安倍首相は記者会見し、外出やイベントを含めたあらゆる社会経済活動を段階的に緩和する方針を示しました。「わずかに1か月半で流行をほぼ終息させることができた」と強調し、必ず来るといわれる第2波に備えて、医療体制の充実の必要を訴えました。約100年前に世界で流行したスペイン風邪は、世界で1億人が命を落とし、日本でも38万人が死亡しました。第1波よりも第2波の致死率が高く、第3波まで続きました。今回のウイルスも再流行は不可避とみられていて、秋以降のインフルエンザの流行と重なった場合へ備えて専門家の提言にそって対策を徹底していきたいものです。

何かと中国よりの発言が多く、トランプ米国大統領をイラだたせている世界保健機関(WHO)のテドロス事務局長は、5月25日の記者会見で、日本が緊急事態宣言を全面解除したことについて、「新規感染者が大幅に減少し死者数も抑えられた」として『成功』したと評価していました。

全面解除してすぐに、北九州市でコロナ感染者が一週間で100人超と急増して、これまで23日間連続でゼロの記録であっただけに、市長は「第2波のまっただ中にある。不要不急の外出は控えるように」と危機感をあらわにしました。日に日に増える感染者に、取り戻しつつあった日常が再び失われ、市民からは不安や落胆の声が相次ぎました。東京都でも6月2日、新たに34人のコロナ感染を受け、感染再拡大の兆候があるとして警告する『東京アラート』を発令、都庁舎や内臨海部に架かるレインボーブリッジが警戒を意味する赤色にライトアップされました。

高校野球は春のセンバツ大会に続いて夏の選手権大会の

目次

ごあいさつ “不要不急”	…1P
税務カレンダー	…2P
2020年6月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当: 常山こはる	…3P
会計・税務のQ&A! “令和2年度税制改正”	…4P
マイナンバーカードとは?	…5P
電話受付時間変更のお知らせ	…5P
テレワークについてのQ&A! “導入・活用に向けて”	…6・7P
随想 “『毎月の輝く夜に』 上川路 美恵野”	…8P

中止が決まりました。緊急事態宣言の中で野球部活動自体が休止している中で開催は、むつかしいものでした。夏が来ると開かれた100年続いた夏の風物詩“甲子園”は残念ながら、今年はありません。

コロナの影響で活動自粛が続いていたプロスポーツが、プロ野球を始めとして段階的に開催されることが決まりました。閉塞感が漂う今だからこそ感動を与えるプレーでスポーツを観る者を勇気づけて欲しいのです。プロ野球は6月17日、女子プロゴルフは6月25日、Jリーグは7月4日、無観客ではありますがファンに朗報となりました。

明るい話題は、鶴丸城御楼門の完成です。門や柱はケヤキが使用され、くぎやボルトを使わない伝統的な工法が用いられています。国内最大の城門といわれ鹿児島の新しいシンボルが生まれました。完成披露された4月11日は、鹿児島の観光で新たな歴史街道のスポットとなる歴史的な日と記録されました。

テレビでおなじみの外交評論家の岡本行夫氏が、コロナに感染、4月24日74歳で急逝されました。3月22日の朝のテレビで『新型コロナが米国経済に及ぼす影響』を元気に解説されていました。厳しい安全保障環境の日本のあるべき姿に鋭い論客として活躍されてきました。志村けんさん、岡江久美子さんに続いての訃報にあらためてコロナの危険を強く認識したことになりました。(令和2年6月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2020年6月

〈4月決算会社申告書提出〉

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 	11	12	13
14	15 	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30 				

6月30日まで

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（前年12月～当年5月分）の納付

6月15日まで

- ・所得税の予定納税額の通知

6・8・10・1月中（均等割のみを課する場合にあつては6月中）において市町村条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

2020年7月

〈5月決算会社申告書提出〉

7月31日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 8月決算法人 第3四半期分
 - 11月決算法人 第2四半期分
 - 2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付（第一期分）

7月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日まで

- ・所得税の予定納税額の減額申請

7月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



個人住民税の特別徴収の新年度スタート

□ 住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更に間違いがないか確認しましょう。

また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

売掛金回収状況の確認

□ 売掛金の回収状況は、資金繰りを左右しますので管理と確認をしっかりと行いましょう。不良化の危険がある場合にはどう対策をとるかも入念に確認・検討を行っておくことが大切です。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

障がい者、高齢者雇用状況の確認

□ 障がい者及び高齢者の雇用状況報告書の提出期限が毎年7月15日までとなっていますが、令和2年は8月31日（月）まで延長されています。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「あつまれどうぶつの森」



今月の担当：経営支援部 常山 こはる



私の最近のマイブームは「あつまれどうぶつの森（通称：あつ森）」をすることです。

「あつまれどうぶつの森」とは、任天堂より今年の3月20日に発売されたゲームソフトで、2001年に発売されたどうぶつの森シリーズの最新作です。ゲームの内容としては無人島で新生活を始め、暮らしを自分で作っていくという内容で、人気の高さもありますが、今年は新型コロナウイルスの影響もあり不要不急の外出自粛が必要とされたことから、世界各地で大ヒットしていることでも話題になりました。

私もこのゲームに魅了された1人で、キャッチ

コピーとして「何もないから何でもできる」ということで、家具を作って無人島を華やかに飾ったり、魚や虫を捕まえたり、季節の変わり目を感じながら自分の好きなようにゲームを進められることに面白みを感じています。

このゲームをすることで、5月の連休も特に苦痛に感じることなく家で過ごすことができました。緊急事態宣言は解除されましたが、まだ油断のできない日々が続いています。

家での過ごし方の一つとして、普段の生活とかけ離れたゲームの世界を楽しむこともおすすめです。



会計・税務のQ&A!



テーマ 『令和2年度税制改正 ～未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し～』

令和2年度税制改正の主な改正事項の中から「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し」に焦点をあてて見ていきたいと思います。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

＜背景＞

同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦(寡夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親では寡婦(寡夫)控除額が違うなど、男女間でも扱いが異なっていました。今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から見直しが行われることになりました。

＜内容＞

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者に同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用する。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用し、子以外の扶養親族をもつ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(所得500万円以下)を設ける。

＜注意点＞

ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外になります。つまり、事実上の婚姻関係と認められる者がいる場合は適用対象外になります。

＜適用開始日＞

令和2年分以後の所得税について適用。個人住民税は令和3年度分以後について適用。

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正後					
		寡婦(寡夫)控除				寡婦控除		ひとり親控除			
配偶関係	合計所得	死別	死別	離別	離別	死別	死別	離別	未婚のひとり親		
		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	~500万	~500万	
本人が女性	扶養親族 有	子	35	27	35	27	35	-	35	-	35
		子以外	27	27	27	27	27	-	27	-	-
		無	27	-	-	-	27	-	-	-	-
		無	27	-	-	-	27	-	-	-	-
本人が男性	扶養親族 有	子	27	-	27	-	35	-	35	-	35
		子以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※合計所得金額500万円=年収678万円

財務省HPより

※その他の改正事項や詳細に関しては、財務省HPをご覧ください。





マイナンバーカードとは？

新型コロナウイルスの緊急経済対策のひとつ、「特別定額給付金」申請の件等で、改めてマイナンバーカードの作成を考えた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。通知カードでもマイナンバーの確認等はできますが、今一度、マイナンバーカードの機能や利点を改めて確認し、作成の検討をしてみたいかと思いますが、また、既にお持ちの方も、これから付与される予定のサービス等を確認していただければと思います。

マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が表示されます。

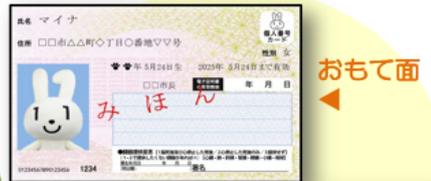
いろいろつかえる！マイナンバーカード

就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となります。その際、通知カードであれば、運転免許証や旅券等他の本人確認書類が必要となりますが、マイナンバーカードがあれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。

有効期限は10年
(20歳未満は5年)

※外国人住民については有効期限が異なる場合があります。

身分証明書になる！
ライブ会場の入場、携帯の契約、会員登録などに使える！



スマホ・パソコンでラクラク

- オンラインで確定申告ができる。
- 子育てをはじめとする行政手続きができる。
- 健診結果や医療費が確認できる(予定)。

各種証明書をコンビニで取れる！

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日6:30~23:00までとなります。



e-Taxも、もっと便利に！

2019年分からPCとICカードリーダーがなくても、いつでもどこでもスマートフォンで所得税申告ができます。

スマホで、マイポータルでの電子申請がもっと便利に！

iPhone及びAndroidの129機種(2020年2月現在)でマイナンバーカードの読み取りができます。

マイナポイントで買い物ができる！

2020年9月から実施！
2万円のチャージ等で1人あたり5,000円分(上限)のポイントがもらえる！

健康保険証として使えるようになる！

2021年3月(予定)からスタート！

民間のオンラインサービスでも使える！

ICチップの電子証明書で本人確認ができる！書類郵送などの手続がかりません！

内閣府HPより

※マイナンバー「通知カード」は令和2年5月25日で廃止されました。通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する資料として使用できますが、通知カードの再交付や、婚姻、転居等に伴う通知カードの記載事項の変更手続きはできなくなりました。通知カードを再発行したい、氏名や住所の変更をしたくなったときは、マイナンバーカードを作成しなくてはならないということになります。(番号の確認のみであればマイナンバーが記載された住民票でできます)



お知らせ

電話受付時間変更のお知らせ



この度、弊社では働き方改革に対応すべく下記の通り電話の受付時間を改めますことをご案内申し上げます。

お客様には御不便をお掛けすることもあるかと思いますが、何卒御理解くださいますようお願い致します。

- 変更前 祝日を除く、月曜日から土曜日の9時から18時
- ↓
- 変更後 祝日を除く、月曜日から**金曜日**の9時から18時
(18時になりましたら留守番電話に切り替わります)
- 変更日 令和2年7月1日より変更

テレワークについてのQ&A ～導入・活用に向けて～

働き方改革や新型コロナウイルスの感染拡大の防止策として、ICT(情報通信機器)を活用した時間や場所にとらわれない働き方をするいわゆる「テレワーク」に注目が集まっています。そこで、今回は、テレワークの特徴や労務管理上の注意点について見ていきましょう。



Q. テレワークとは？

そもそもテレワークとは、「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、「自宅利用型テレワーク(在宅勤務)」、顧客先や移動中に、パソコンや携帯電話を使って働く「モバイルワーク」、「施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)」の3つに分けられます。

Q. テレワークの目的・メリットは？

テレワークの効果として期待されていることとして、
 (1) 労働力の確保(育児・介護等による離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保など)
 (2) 生産性の向上とコスト削減(迅速な顧客対応の実現、オフィスコストの削減など)
 (3) 事業の継続(災害時や大規模感染等の際のリスク回避)
 などが挙げられます。

Q. テレワークの導入のプロセスは？

- ①導入の検討(導入目的の明確化と基本方針の策定)と現状把握
 - ②導入範囲や形態など基本戦略の明確化
 - ③社内ルールづくり
 - ④ICT環境の構築・セキュリティ対策
 - ⑤社内説明会・教育の実施
 - ⑥試行導入と効果の測定
 - ⑦本格導入
- というような流れになります。



Q. テレワークで行う業務の選定は？

下記のA～Eのような観点で業務全体の棚卸しを行い、テレワークで実施しやすい業務と実施しにくい業務を整理しましょう。

- A・・・業務にかかる時間…その業務にどれくらい時間がかかるか。
- B・・・使用する書類…使用する書類はあるか。書類は紙媒体か、電子化されたファイルか。
- C・・・使用するシステムやツール…アプリケーションやソフトウェアなど、必要なシステムやツールはあるか。
- D・・・セキュリティ、情報漏洩リスク…業務上で取り扱う顧客情報や個人情報はあるか。
- E・・・関係者とのコミュニケーション…業務は何人で行うか。関係者とのやり取りの頻度はどのくらいか。

A～Eで整理をしたものを「現状で実施できる業務」、「いまは実施できない業務」、「実施できない業務」に整理し、「現状で実施できる業務」から始めて、「いまは実施できない業務」のできない要因を取り除き、「実施できる業務」へと移行していきましょう。

Q. テレワーク時の労働時間の管理は？

労働時間の管理には、少なくとも（１）始業・終業時刻の管理と（２）業務時間中の在席・離席確認の２つが必要となります。これらを管理するため、報告や記録の方法をあらかじめ決めておきましょう。

- （１）始業・終業時刻の管理の主な方法として
 - ①電子メールによる報告 ②電話による報告 ③勤怠管理ツールによる報告
 - ④パソコンのログイン・ログオフの時間の記録
などがあります。
- （２）業務時間中の在席・離席確認方法も基本的には、上記①～③の方法によって確認することになりますが、テレワークのパソコン作業の画面の閲覧等により確認する方法もあるようです。



※通常の労働時間制度に基づきテレワークを行う場合、使用者は原則として、労働時間を適正に把握する責務を有し、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン※」に基づき、適切に労働時間管理を行わなければならないとされています。

※厚生労働省のHPにてご確認ください。



Q. その他の留意点は？

○労働条件の明示

事業主は労働契約締結に際し、就業の場所を明示する必要があります。在宅勤務の場合には、就業場所として従業員の自宅を明示する必要があります。

○始業・終業時刻を変更する場合

テレワークによって通勤時間が削減されると、通常より早く業務を開始することも考えられます。業務の開始時刻や終了時刻を変更することを認める場合は、その運用ルールをあらかじめ決めることが必要です。

○業務を中断する場合

所定労働時間中に業務を中断することを認める場合について、その運用ルールをあらかじめ決めることが必要です。特に、育児・介護を行っているテレワーク利用者は、個人のやむを得ない事情によって業務を中断する必要性が生じる可能性があります。労働時間管理や情報共有に関するルール化が求められます。

※テレワークの導入に当たっては、始業・終業時刻を変更する場合や業務を中断する場合の取扱いについて、労働者と使用者との間でその取扱いについて合意を得ておくことが必要です。

※社会保険や労務管理の問題でお困りの際は、弊社所属の社会保険労務士 岩野 崇也にご相談ください。



テレワーク関連参考

問い合わせ先

働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース)	在宅またはサテライトオフィスにおいて就業する テレワークに取り組む 中小企業事業主を支援	➡	0120-91-6479(平日 9:00 ~ 17:00) 厚生労働省HP
テレワークセキュリティガイドライン (第4版)	テレワークの実現方式の選定と、必要なセキュリティを 実装する上で参考にできるガイドライン	➡	総務省HP内 >新型コロナウイルス感染症 対策 としてのテレワークの積極的な活用について

雨模様の日々が続きマスクが蒸し暑く感じられる六月です。夜にはマスクを洗って干して、朝の登校前の子供たちへの呼びかけ「ハンカチ、ちり紙持った？」に「マスクした？」が付け加わりました。感染症の危険性を意識した生活様式が日常のものとなりつつあります。ウイルスを敬して遠ざけつつ共にあることに慣れていこうと思っているところです。

さて、先日、子供が「今日の月は不思議な色をしているよ」と知らせにきて眺めた空に常になくほんのりと赤みを帯びた丸い月。そういえば、ラジオで『ストロベリームーン（苺の月）』とか言っていたな、と調べてみました。北米の先住民族は、その時期の自然や気候を表す呼び名を満月につけて季節の移り変わりの目安にしていたようで、夏至に近い6月の月が赤みを帯びて見えることが多いことや苺の実が色づく時期であることからストロベリームーンと呼ぶそうです。

紅い月は血を連想して不吉、とも感じたのですが、苺の実りの色と思えば初夏のさわやかさが連想されて、何事も気の持ちようですね。

イチゴは見た目のかわいらしさと甘さで人気の高い果実ですが、思い返してみると子供の頃のイチゴは、どちらかというとな酸味が強く練乳を添えたりつぶして砂糖を加えた牛乳をかけたりして食べていました。品種改良が飛躍的に進んだのは近年のことで、昭和のイチゴと平成以降のイチゴは糖度などがかなり違うそうです。

今のあまくて大粒のイチゴと違うとはいえ、イチゴは世界中で昔から食べられていて枕草子に幼い子供がイチゴを食べている様子が「あてなるもの（きよらかで高貴なもの）」と書かれていたり、紀元前のスイスの遺跡から穀物と共に出土したりしています。

時代も場所も文化も違うところで人々が同じように赤く実ったイチゴを摘んでその甘酸っぱさを味わっていたのだと想像すると楽しくなります。

また、前述した北米先住民族に由来する月の呼び名は、狼月（一月）、雪月（二月）、芋虫月（三月）、桃色月（四月）、花月（五月）、苺月（六月）、男鹿月（七月）、チョウザメ月（八月）、収穫月（九月）、狩猟月（十月）、ビーバー月（十一月）、寒月（十二月）となるようで、季節感、自然観に日本人と共通する部分と異なる部分があるのが興味深いですね。

新型コロナウイルスの関係で移動・交流が停止し、閉じた社会となってしまっていますが、人と人は共通する部分があるから分かり合え、異なるところがあるから学びあい高めあえるのだということを改めて思い出させられました。

感染症の備えをおろそかにはできませんが、また人々が活発に交流しあう時を楽しみに全世界どこからも見ることのできる月を眺めています。



美恵野

マスクずらし深く吸い込む新茶の香

編集後記

6月に入り道端や庭先の紫陽花が大きな花を付け、雨の予報も多くなってきました。ステイホーム期間に家での楽しみ方をいろいろと見つけたので、雨の日も嫌がらずに、楽しく過ごせる気がしています。室内で出来る体力づくりの動画もたくさん上がっているので、参考にしながら暑い夏を乗り切れる体力もつけていきたいです。

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集委員 上川路美恵野 鶴田 関 伊集院 福留 東崎 盛喜

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

